

「登記されていないことの証明書」の発行について

(1) 窓口で申請する場合

ア 申請窓口

和歌山市二番丁3番地 和歌山地方法務局戸籍課（4階） **※支局では申請できません。**
平日の午前9時00分から午後5時00分まで

イ 必要なもの（申請書の説明書きもご確認ください。）

- ① 登記されていないことの証明申請書
- ② 収入印紙（証明書1通につき300円） ※法務局3階で販売
- ③ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
※代理人や親族が申請する場合は、代理人や親族の本人確認書類
- ④ 代理人が申請する場合は、委任状
- ⑤ 代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格を証する書面（発行後3か月以内のもの）
※登記された法人の場合、会社法人等番号を記載することで添付省略可（当該法人について商業・法人登記申請中である場合を除く。）。
- ⑥ 配偶者や四親等内の親族が申請する場合は、本人との続柄がわかる戸籍謄本等又は住民票（発行後3か月以内のもの。ただし、除籍謄本及び改製原戸籍謄本はこの限りでない。）

(2) 郵送で申請する場合

ア 郵送先

〒102-8226 東京都千代田区九段南1丁目1-15
東京法務局 民事行政部 後見登録課 宛て **※和歌山地方法務局に郵送申請はできません。**

イ 郵送するもの（申請書の説明書きもご確認ください。）

- ① 登記されていないことの証明申請書
- ② 収入印紙（証明書1通につき300円）
- ③ 本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
※代理人や親族が申請する場合は、代理人や親族の本人確認書類
- ④ 代理人が申請する場合は、委任状
- ⑤ 代理人が法人の場合は、法人の代表者の資格を証する書面（発行後3か月以内のもの）
※登記された法人の場合、会社法人等番号を記載することで添付省略可（当該法人について商業・法人登記申請中である場合を除く。）。
- ⑥ 配偶者や四親等内の親族が申請する場合は、本人との続柄がわかる戸籍謄本等又は住民票（発行後3か月以内のもの。ただし、除籍謄本及び改製原戸籍謄本はこの限りでない。）
- ⑦ 返信用封筒（切手を貼り、宛名を記載したもの）

(3) お問い合わせ先

【窓口申請】 和歌山地方法務局戸籍課 ☎ 073-422-5131（音声案内4番）

【郵送申請】 東京法務局後見登録課 ☎ 03-5213-1360